

平成27年度保育料(案) (2号・3号:保育認定)【保育所等】

【単位:円】

階層区分		月額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	7,200	7,100	4,800	4,700
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800	10,200	10,000
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900	12,000	11,800
D	1 市民税所得割課税額 55,000円未満	17,100	16,800	15,600	15,300
	2 市民税所得割課税額 79,000円未満	21,600	21,200	20,200	19,900
	3 市民税所得割課税額 97,000円未満	28,400	27,900	25,500	25,100
	4 市民税所得割課税額 115,000円未満	33,200	32,600	29,800	29,300
	5 市民税所得割課税額 152,000円未満	39,900	39,200	30,400	29,900
	6 市民税所得割課税額 169,000円未満	43,800	43,000	30,900	30,400
	7 市民税所得割課税額 230,000円未満	49,800	48,900	31,300	30,800
	8 市民税所得割課税額 269,000円未満	52,800	51,900	31,500	31,000
	9 市民税所得割課税額 301,000円未満	55,800	54,800	31,700	31,200
	10 市民税所得割課税額 351,000円未満	59,300	58,300	32,300	31,800
	11 市民税所得割課税額 397,000円未満	61,300	60,200	32,500	32,000
	12 市民税所得割課税額 397,000円以上	63,300	62,200	32,700	32,200

- ※ 4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ※ B階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。
- ※ 同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、お子さんの保育料が軽減され、上から2人目のお子さんの保育料は1/2に軽減、3人目以降のお子さんは無料となります。
- ※ 平成26年度から引き続き入所するお子さんのうち、この表による平成27年4月の保育料の階層が、平成26年度に認定された階層よりも上位となるお子さんについては、平成27年4月～8月の保育料については、平成26年度と同じ階層とします。